

# 意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 様

郵便番号 761-0195  
住 所 かがわけんたかまつしかすがちよう  
香川県高松市春日町1735番地3  
氏 名 かぶしがいしやえすていねつと  
株式会社STNet  
だひようとりしまりやくしやちよう こ が よしたか  
代表取締役社長 古賀 良隆  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章		具体的内容	
第2章 モバイル 市場の 公正競争 環境の 整備	1. 第二種指定 電気通信 設備制度 の検証	(2) アンバンドル や標準的 接続箇所の 考え方	標準的接続箇所について、「現行の事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図る枠組みを引き続き維持することが適当」とありますが、携帯電話事業者の市場支配力を鑑みれば、地方における中小事業者が相互接続上、不利な条件とならないよう標準的接続箇所(都道府県単位など)の設置は必要と考えます。  については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定にあたり、標準的接続箇所(都道府県単位など)の設置を明記頂きたいと考えます。
		(5) その他	各携帯電話事業者の音声サービスの接続料は、サービス内容自体同等であり、それを支える設備構成も似通ったものであるため、本来、同等水準があるべき姿と考えます。  については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定および今後の検証の中で、接続料格差の是正を図って頂きたいと考えます。
第3章 固定ブ ロードバ ンド市場 の公正競争 環境の 整備	1. FTTx サービス	(1) FTTHサー ビスの屋 内配線	NTT東西の屋内配線の転用ルールについて、「自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認める」といった考え方を採用することが適当」という考えに賛同します。  具体的な転用方法として、お客様設備の運用保守を重視し、賃貸借ではなく譲渡に限定することを提案いたします。  理由) まず、賃貸借の場合は、屋外と屋内の線路設備の所有者が異なることになるため、障害等の際に事業者間調整に時間を要し復旧時間が遅れることに加え、お客様に対しても責任の所在が明らかでなく、FTTHサービスにおける品質低下に繋がりがかねません。  一方、譲渡の場合は、転用先事業者が屋外のみならず屋内設備も責任を持って管理等を行い、同時にお客様に対しても設備管理者が明確になることで、品質の高いサービスをお客様に安心してご利用頂けることになると考えます。

		(2) ドライカッパのサブアンバンドル (FTTR サービス)	<p>ドライカッパのサブアンバンドルに断固反対します。</p> <p>理由) FTTRで利用する場合、上部区間は不稼働設備であっても、NTT東西が主張しているように設備設計上および保守上の問題から他用途に転用することはできません。 このため、下部区間のみをアンバンドルしたドライカッパ接続料を設定することは、本来必要である設備原価を接続料原価から控除した接続料を設定することになり、接続料算定の基本的な考え方に反すると考えます。このような考え方により接続料が設定された場合、競争環境が歪められ、電気通信の健全な発展を阻害することになります。</p>
2. DSLサービス		(1) 電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み	<p>事業者間の公平性の観点から、利用事業者のみが申込みスキームに係る回収費用等を負担することに賛同します。</p>
3. 固定ネットワークインフラの利活用		(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置	<p>・WDM既設区間において、貸し出しルールの整備を行うことに反対します。</p> <p>理由) 日本でFTTHが急速に普及したのは、NTT東西が独占的支配力をもっている加入者回線部分の敷設競争だけでなく、中継回線(伝送路)部分においても、当社を含む地域系通信事業者などが設備ベースの市場競争を行った成果と考えております。 これは、固定通信市場においても設備競争が可能であることを意味します。NTT東西の中継ダークファイバは、独占性の根源ではなく、ある程度の加入者が集約された部分に設置する設備であるため、コスト的に見ても他事業者が敷設することが十分可能であると考えます。 〔多くの事業者が中継電話(マイライン等)サービス市場に参入するにあたり、自社中継局からNTT東西(GC局)に冗長構成による中継伝送回線を自ら構築したことが一例です。〕 このため、中継ダークファイバについては、NTT東西の設備に余裕がある場合に貸すという現在の制度を維持すべきであり、本施策は、現行制度の下において設備競争を行っている事業者の公正な競争を阻害することになるため、このような新たな設備開放施策は不要と考えます。</p> <p>・WDM未設区間において、WDM設置の義務化見送りに賛同します。</p>

			<p>なお、「代替手段のコンサルティングの対象にWDMの設置も含めるようにすることが適当」とすることは、中継ダークファイバを他事業者が自ら敷設することが十分可能な環境の中、設備競争を行っている事業者の公正な競争を阻害することに繋がるため、不要と考えます。</p>
--	--	--	---